



目が離せないWTO農業交渉のゆくえ

(社) 北海道地域農業研究所

常務理事

鈴木 隆

一 合意出来なかったモダリティ議長案

二〇〇〇年三月から始まったWTO農業交渉は、関税の削減方式と削減率の基準（モダリティ）を本年三月まで確定して、九月に各国の約束事項である譲許表案を提示する日程になっていました。

しかし、本年三月のWTO農業委員会特別会合でモダリティについて合意することが出来ませんでした。ハービンソン議長は「加盟国の主張がかけ離れていて、三月末日までにモダリティについて合意に達することが不可能となった」とし、引き続き交渉を継続することを確認しました。

三月にモダリティ合意が実現しなかったことから、九月にメキシコのカンクンで開かれる第五回WTO閣僚会議が中間合意のメドと予想されています。

WTO農業分野のモダリティ交渉が決裂した原因は、先進国と途

上国、輸出国と輸入国の主張が対立したことがあります。特に日本・EUとアメリカ・ケアンズグループの立場に大きな隔たりがあった中で大幅な関税引き下げを示した議長提案が交渉のベースにならなかったことがあります。

そこで、この機会に主要国が主張した内容と議長提案の内容について比較してみたいと思います。

二 各国の主な主張について

わが国は、ウルグアイ・ラウンド方式が現実的漸進的な削減方式で柔軟性があることからEU提案を支持することを表明しました。

EU等と連係し、食料安全保障・農業の多面的機能等の非貿易的関心事項を適切に反映するため、品目ごとの柔軟性の確保をはじめわが国の提案実現に向け全力を上げるとしています。

議長提案の概要（先進国）

分野	内容
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 90%以上→平均 60%削減、最低 45%削減 ● 15～90%→平均 50%削減、35%削減 ● 15%未満→平均 40%削減、最低 25%削減
ミニマム・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行国内消費量の 10%未満の品目は、国内消費量の 10%の数量 ● 関税割当対象品目の 1/4 までは、国内消費量の 8%にとどめることができる。この場合、同数の関税割当対象品目について 12%にすることが条件
特別セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ● 6年後または8年後に廃止
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の枠組み・削減方式を維持 ● 「黄」の政策に伴う合計助成額（AMS）の 60%削減 ● 個々の製品についての合計助成額（AMS）は、1990～2001年平均を超えてはならない ● 「青」の政策に伴う助成額の 50%削減
輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● 50%を5年間で撤廃、残り 50%を9年間で撤廃

注) 関税、ミニマム・アクセス、国内支持についての実施期間は5年間。

議長提案の概要（途上国）

分野	内容
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 120%以上→平均 40%削減、最低 30%削減 ● 60～120%→平均 35%削減、最低 25%削減 ● 20～60%→平均 30%削減、最低 20%削減 ● 20%未満→平均 25%削減、最低 15%削減
ミニマム・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行国内消費量の 6.6%未満の品目は、国内消費量の 6.6% ● 関税割当対象品目の 1/4 までは、国内消費量の 5%にとどめることができる。この場合、同数の関税割当対象品目について 8%にすることが条件 ● 戦略作物は拡大の必要なし
特別セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦略作物は特別セーフガードを設定しうる
国内支持	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の枠組み・削減方式を維持 ● 「黄」の政策に伴う合計助成額（AMS）の 33%削減 ● 「青」の政策に伴う助成額の 40%削減
輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ● 50%を10年間で撤廃、残り 50%を12年間で撤廃

注) 関税、ミニマム・アクセス、国内支持についての実施期間は10年間。

(一) 関税引下げ

米国・ケアンズ諸国は全ての関税を5年間で全品目二五%未満に関税削減する。更に米国は将来的に関税撤廃を主張しているのに対し、ケアンズは初年度五〇%引下げ、途上国は9年間で品目一二五%以下にする特別扱いを主張。日本・EUは、品目別に柔軟性を確保し得るウルグアイ・ラウンド方式である全品目平均三六%、品目ごとに最低一五%削減を主張。米国・ケアンズ方式ですとウルグアイ・ラウンド方式より六〇%大きい削減率となり、わが国の米の関税引き下げ率は四五%となります。

(二) 米のミニマム・アクセス

米について、関税化が遅れたため輸入義務数量（ミニマム・アクセス）は加重され、消費量の七・二%（七六七七トン）となります。わが国は、①国内消費量の変化に合わせたアクセス数量の見直しと、②加重されたアクセス数量の解消を主張しています。

これが実現したらミニマム・アクセス

主要国の提案

事項	我が国	EU等フランス	米国	ケアンズ諸国	途上国
市場アクセス	関税	<ul style="list-style-type: none"> ・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式) [日EU提案:最低 15%、平均 36%の引下げ] 	<ul style="list-style-type: none"> ・スイスフォーミュラによる大幅・一律削減 (5年間で全品目 25%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアンズ諸国による大幅・一律削減 (5年間で全品目 25%未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は大幅・一律削減
	アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールの改善 (消費基準年の見直し、加重措置の解消) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一律拡大 (5年間で枠を 20%拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一律拡大 (5年間で消費量の 20%を上乗せ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は大幅・一律拡大
	輸入国家貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・透明性強化 ・輸入国貿易は食料安保に重要な役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用ルールの明確化 ・数量は基本的に現行水準 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入独占を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる規律の強化
国内支持 (AMS)		<ul style="list-style-type: none"> ・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準から総合AMS方式による引下げ) [日EU提案:約束水準から 55%削減] 	<ul style="list-style-type: none"> ・大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の 5%まで削減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は 5年間で、途上国は 9年間で撤廃 (初年度 50%の削減) 	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は撤廃
	輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・削減 [日EU提案:平均 45%削減] 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間で撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年間で撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに撤廃
輸出規律	輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出規制の輸出税化・漸進的削減 ・輸出信用の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩やかな規律の作成 ・規律の強化や削減には反対 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸出信用の即時禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・途上国への特別な配慮
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出信用の削減 			

(注 1) フランス: 日貿易的関心事項フランス国 (日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モリシヤスの 6ヶ国)。

(注 2) UR方式: 全品目平均の引下げ率と、品目ごと最低の引下げ率を設定。毎年等量で削減。

(注 3) 総合AMS方式: AMS (助成合計量 = ①価格支持相当額 + ②削減対象補助金額) を全品目の総計で削減する方式。

(注 4) モダリティ 1 次案改訂版は、削減数値、実施年数等に関し、先進国を対象とした記述部分を抜粋。

農水省資料より抜粋

米は二七・二万ト、減少します。しかし、その一方には、ミニマム・アクセス制度は「不平等条約」だから撤廃せよという強い意見があります。

(三) 国内支持

日本・EUは、品目別の柔軟性を確保し得る総合AMS方式（＝助成合計量）により漸進的削減を主張しています（約束水準から五五％削減）。

アメリカは五年間で農業生産額の五％まで削減すると主張していますが、ケアンズは「先進国は五年間で撤廃し品目毎に削減すること」を主張しています。

(四) 輸出競争

日本・EUは「全ての形態の輸出補助金」を「平均四五％削減」することを主張しているのに対し、アメリカ・ケアンズは「輸出補助金」の「三～五年で撤廃」を主張しています。

三 重要段階にむけて一層の団結を

議長提案について日本とEUは「議長提案を受け入れることは出来ない。交渉の基礎にすることも出来ない」としました。

アメリカ・ケアンズ諸国は「議長提案は交渉の基礎として認めるが、自国の提案に比べれば自由化の度合は十分に野心的でない」と批判しています。

九月に向けてどんな動きが待っているのか予測が立ちませんが、今年二月の段階でウルグアイ・ラウンド方式支持国が、七五ヶ国となったと伺っています。WTO加盟国一四四ヶ国の過半数を超えたわけです。この背景には途上国が日本・EU提案の支持に回ったことが予測出来ます。

全中は、三月一九日に「WTO農業交渉日本提案実現全国代表者集会」を開催し、「モダリティ一次案の改訂版は関税の大幅かつ急進的な削減やミニマム・アクセスの大幅拡大や非貿易的関心事項が全く反映されていないなど、一次案を踏襲したもので断固受け入れることは出来ない」という主旨の緊急決議を採択し、ハービンソン議長に要請書を提出しました。

日本としては、あくまでも「品目毎の柔軟性」「改革の継続性」「輸入国間のバランス」を確保した内容とすることが不可欠です。日本提案を支えるためにも、国内世論を固めて、あらゆる機会を捉えて訴えて行くことが求められます。

農業交渉は、いよいよ最終段階を迎えて目を離せない重要な局面を迎えています。JAははじめ生産者一丸となって最後まで行動することを期待してやみません。

* * * * *

引用資料

農林水産省 WTO農業交渉の状況（平成十五年四月）

JA全中 WTO農業交渉関連資料（平成十四年七月以降）

地上（平成十五年七月刊）